令和6年度第2回　滋賀県環境審議会水・土壌・大気部会　議事録

○　開催日時
　令和7年3月 24日（月）　14:00～16:00

○　開催場所
　滋賀県庁新館7階 大会議室（Zoom ミーティング併用）

○　出席委員
　相本委員（代理）、岸本委員（部会長）、北村委員、中野委員、信谷委員（代理）、
　樋口委員、藤本委員、和田委員　　（全 12委員、出席8委員）

○　議題
（1）令和7年度公共用水域水質測定計画について（審議）
（2）令和6年度地下水質測定結果について（報告）
（3）令和7年度地下水質測定計画について（審議）
（4）その他

○　配布資料
資料1－1　令和7年度公共用水域水質測定計画（案）
資料1－2　令和6年度公共用水域水質測定計画からの変更等について
資料2－1　令和6年度地下水質測定結果について
資料2－2　令和5年度に琵琶湖で生じた事象間の関係性
資料3　令和7年度地下水質測定計画（案）
資料4　大気常時監視測定局の移転について
資料5　水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて

参考資料1　令和6年度公共用水域水質測定計画
参考資料2　令和6年度地下水質測定計画
参考資料3　オンライン会議に係る注意事項

（事務局）

お待たせいたしました。少しお時間、過ぎてしまいまして申し訳ございません。それでは、滋賀県環境審議会、水・土壌・大気部会を開会いたします。事務局を務めます、琵琶湖保全再生課の赤﨑です。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の皆さまの御出席の状況につきまして、現在、オンラインの委員様含めて6名でございまして、また、2名に関しましては、時間中にオンライン参加ということでございます。ということで、計8名ということでございます。この出席者数につきましては、委員総数の12名の半数を超えておりますので、本部会につきましては成立していますことを、まずは御報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長、中村より御挨拶申し上げます。

（中村部長）

皆さん、こんにちは。滋賀県琵琶湖環境部長の中村でございます。平素は本県の環境行政の推進につきまして、格別な御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、本日はお忙しい中、環境審議会、水・土壌・大気部会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ここ2～3日ですけれども、めっきり春めいてまいりまして、恐らく、琵琶湖でも蜃気楼がまた見られるような、そういう季節になり始めました。花粉も飛んでいますけれども、皆さん、体調の方、いかがでしょうか。それはさて置きまして、琵琶湖の北湖の湖底の溶存酸素等につきましては、2月の10日、そして14日に県が実施いたしました水質調査で、低層の溶存酸素量が回復したことを、確認をいたしてございます。1月から2月上旬にかけての冷え込みと、それから、強風によりまして、琵琶湖の水が混ざり合ったということで、全層循環の完了に至ったものと考えてございます。

今年度、振り返りますと猛暑の夏で、長期的に見れば気候変動の影響、これはかなり増えてきているのかなと思ってございまして、引き続き、危機感を持ちながら琵琶湖の調査、研究をしてまいりたいと考えてございます。

さて、本日でございますけれども、お手元の次第にもございますように、令和6年度地下水質測定結果につきましてご報告をさせていただくとともに、令和7年度公共用水域、地下水、水質測定計画について御審議をいただきます。

これらは滋賀県の環境行政の根幹でございます。排水規制や水質管理に関するものでございまして、非常に重要なものと考えてございます。委員の皆さまにおかれましては、限られた時間ではございますけれども、幅広い見地から御意見、そして御提案を賜りますようお願いをいたしまして、開会に当たりましての、私のあいさつとさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

（事務局）

以上、中村につきましては、所用のためここで退席とさせていただきます。よろしくお願いします。

（中村部長）
　どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたします。

（事務局）
　では、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、次第に記載のとおりとなってございますので、ご確認の方、よろしくお願いします。また、資料に不足等ありましたら、事務局までお申し付けいただきますようお願いします。
　また、今回の会議につきましては、オンラインの併用となってございます。参考資料3に注意事項がございますので、ご確認の方、よろしくお願いします。また、本来でしたら委員の皆さま全員をご紹介すべきところでございますが、時間の都合上、名簿をもって代えさせていただきます。
　それでは、これより議事に移らせていただきます。議事進行につきましては、滋賀県環境審議会条例第5条第2項の規定に従いまして、岸本会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

（岸本部会長）
　今年度の第2回の水・土壌・大気部会ということで、定例の議題という形になってございますが、議事に従いまして進めさせていただきたいと思います。忌憚のない御意見、よろしくお願いいたします。
　それでは、議題の1つ目でございます。令和7年度公共用水域水質測定計画についてということでございまして、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）
　事務局の、琵琶湖保全再生課の寺内と申します。では、私の方から資料の1-1および資料の1-2を用いまして、令和7年度の公共用水域水質測定計画について御説明させていただきます。
　資料の1-1の測定計画は、水質汚濁防止法の第 16 条に基づきまして、県内の公共用水域の水質等の測定について、必要な事項を県で定めるものでありまして、毎年度、見直しを行っております。
　計画の内容としましては、測定地点や測定項目について記載しておりまして、例えば、琵琶湖でしたら5ページ目に示します北湖で 31 地点、南湖で、20 地点で測定しております。また、河川につきましては7ページ目にお示ししております 27 河川で測定しております。これらの地点で測定する項目につきましては、11 ページ目以降に示しておりますとおり、水温などの一般項目のほか、測定が義務付けられております環境基準の項目や、公共用水域での検出状況などの知見の集積に努めるべくとされております要監視項目などについて調査をしております。この計画の令和7年度の内容につきまして、今年度からの変更点を、次に御説明させていただきます。変更点につきましては、資料の1-2の方にまとめておりますので、1-2をご覧ください。1-2を用いまして、今回の変更点、5つございます。

まず1つ目は、測定地点の緯度、経度の変更です。変更内容としましては、実態に合わせて緯度と経度を修正するものでして、例えば、水草の繁茂のため、従来の地点での測定が困難になったため、少し地点をずらしたりしております。

続きまして、2ページ目の2つ目の変更につきましては、日本産業規格、通称JISの改定等に伴う測定項目の測定方法の変更になります。日本産業規格のうち、工業用水試験方法と工場排水試験方法が統合されたことによりまして、測定項目のJIS番号が変更されたことに伴う変更でございます。また、併せて、分析技術の発達に伴う新たな分析方法も一部、追加されております。こちらにつきましても、粛々と変更するものでございますので、具体的な内容については下の方に新旧を記載しておりますが、御説明は割愛させていただきます。

続きまして、5ページ目に3つ目の変更としまして、河川の要監視項目における測定計画の変更内容について御説明させていただきます。河川の要監視項目の調査につきましては、図1に示します調査頻度決定フローに基づきまして、調査頻度を決定、決めており、初年度の調査以後、通常は5年に1回のローテーション調査を実施しまして、その結果に応じて調査頻度を増やすなどしております。そのため、河川の要監視項目については、今年度の結果と共に来年度の予定を、今から御説明させていただきます。

まず、今年度にローテーション調査を実施した河川は5ページ目の表1、下の方、表1の令和6年の所に丸がありますDのグループ、吾妻川、大戸川、犬上川、家棟川、知内川の5つの河川で今年度、実施いたしました。その調査結果は、次のページの(1)に記載しておりますとおり、ほとんどの河川については未検出でございました。しかしながら、全マンガンとPFOSおよびPFOAについては、表2に記載の河川で検出がございました。

この結果、全マンガンにつきましては、3河川において判断基準値以下で検出がありました。このため、先ほどの調査頻度決定フローに基づきまして、検出がありました3河川については、来年度は経過観察調査に移行します。PFOSおよびPFOAについては、4河川において判断基準値以下で検出がございました。このPFOSおよびPFOAについては、これまでの調査の結果から、環境中に一定検出されております。しかしながら、これまでに指針値である 50ng/L の超過はなく、また、その濃度の傾向に大きな変化はありません。また、PFOSおよびPFOAは既に製造、輸入が禁止されておりまして、今後、河川の濃度は減少傾向になると考えられることから、ローテーション調査において判断基準値の 35ng/L 以下で検出された場合は、経過観察調査に移行せず、引き続き、ローテーション調査を実施することとしております。そのため、今回の4河川につきましても、判断基準値以下の 35ng/L 以下での検出でありますから、継続監視調査などに移行せず、引き続きローテーション調査を実施いたします。

続きまして、(2)の継続監視調査につきましては、今年度は実施した項目はありませんでした。

続いて、(3)の経過観察調査について御説明いたします。今年度の経過観察調査は、十禅寺川において全マンガンの調査を実施いたしました。その結果、4回調査のうち2回で判断基準値を超過して検出されました。このため、調査頻度決定フローに基づきまして、来年度は継続監視調査に移行します。河川の要監視項目の御説明は以上となります。

続きまして、次のページでは、4つ目の変更であります、環境基準類型指定の利用用途から、水浴が除外されたことに係る修正について御説明いたします。環境基準は利用目的に応じた類型があり、それにより、基準値を決めております。今回、下の方に添付しております2月 14 日付の環境省からの通知によりまして、下線を引いている所になりますが、環境基準の類型指定の利用用途から水浴が除外されるとともに、水浴には大腸菌数のみ位置付けられました。この環境基準の利用用途から水浴が除外されることとなった背景などは、次第のその他で、改めて資料を用いて御説明させていただきますが、この水浴に係る環境省からの改正については本県に影響はなく、その理由としまして、琵琶湖の環境基準については、水浴の利用目的よりも厳しい類型の基準が現在、適用されておりますので、水浴が除外されることによる変更はございません。また、河川については水浴を利用目的としている所がないため、こちらも変更はございません。ただ、測定計画の方に湖沼と河川の類型と基準値の一般的な表を掲載しておりますので、この表を環境省の変更に合わせて修正いたします。8ページ目以降にその新旧を記載しておりまして、9ページ目の方では、湖沼のA類型の方から水浴を除外しております。また、河川においても、11 ページ目で、A類型から水浴を除外しております。水浴の除外に係る御説明は以上となります。

最後に 11 ページ目の下の部分に、5つ目のその他の変更を記載しております。変更の内容は、これまで、河川において採水深度は表層 0.5m と記載しておりましたが、雨が少なく、水深が50cm もないときも採水しておりますので、実態に合わせまして、水深が浅い場合は水面から水深の2割の深度とすると追記しております。令和7年度、公共用水域水質測定計画の変更の御説明は以上となります。

（岸本部会長）

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明を踏まえまして、来年度の公共用水域水質測定計画につきまして審議をいたしたいと思いますが、御意見等、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

今回の変更は、先ほど、事務局から御説明いただきましたように、地点の位置の変更がいくつかございますが、こちらの方は採水地点の採水の可否や実施状況に合わせて地点をずらすといったものでございまして、事前の説明の時、お伺いしたところでは、従前から、採水が難しい場合は地点をずらして採水をされていたのですが、それをきちんと計画の中に反映をさせましょうということでございます。

それから、測定方法につきましても、JIS の変更に伴うものということでございますので、特段、何か問題があるということではないかなとお考えということでございます。それから、経過観察のところにつきましては、先ほどご説明いただいたとおりです。あと、水浴の部分につきましても、本県の方には直接の影響はないということで、一般的な類型の表の部分の修正という形でございます。

ということで、特段、問題ないかと思っておりますが、皆さまの方から、そういう形でよろしいでしょうか。どうぞ。

（藤本委員）
　水深の、今まで 0.5 でという話があって、2割とか、どうやって採っているのでしょうか。表層水を採るのは簡単だと思いますが地下水とかだったらまだ分かるのですけど、これはどのような仕組みなのですか。

（事務局）
　バケツで採水しています。

（藤本委員）
　バケツで。混ざりますよね。

（岸本部会長）
　表面から2割の所までを付けて採るということですね。たぶん、50cm の場合はバケツではないですよね。バンドーン採水器か何か使っているのではないでしょうか。
　私が調査するときは、50cm ぐらいだったら、バンドーン採水器や北原式採水器などを使いますね。表面のゴミを吸わないように。

（藤本委員）
　変更されたということに対して、どういうことをされたのかなと。水質を採る人間としては思ったという。技術的な話なので。

（岸本部会長）
　たぶん、50cm なかったら、バンドーン採水器とか使えないので、基本、バケツしかあり得ないと思うのですよね。50cm ないときに2割ということなので、基本、表面の 10cm～20cm の辺りなので、バケツだと思います。
（藤本委員）
　すいません、細かいところを。

（岸本部会長）
　その他、よろしいでしょうか。それでは、計画につきましては御承認とさせていただきます。それでは、議題の2つ目ですね。令和6年度地下水質測定結果についてということで、事務局から報告をお願いいたします。

（事務局）
　環境政策課の尾原と申します。よろしくお願いいたします。それでは、議題2の令和6年度地下

水質測定について説明させていただきます。まず、令和6年度の調査結果の説明の前に、今年度の計画について、参考資料2の令和6年度地下水質測定計画を用いて説明いたしますので、参考資料2をご覧ください。

まず、参考資料2、1ページの2調査の種類について御説明いたします。また、8ページに、調査のフロー、流れをまとめたフロー図を掲載しておりますので、こちらも適宜、御参照ください。

それでは、1ページに戻りまして、(1)の概況調査ですが、県内の全体的な地下水質の状況を把握するために、県内、おおむね2km 四方に区切った、264 区域を5年で一巡するように実施しているもので、令和6年度は4巡目の5年目となっておりました。

次に、(2)の検出井戸周辺調査ですが、概況調査等で新たに有害物質が検出され、その物質の汚染の広がりを確認する必要がある場合に、検出井戸の周辺で調査を実施するものとなっております。

続いて、3-1の継続監視調査のうち、汚染監視調査については、検出井戸周辺調査で環境基準値を超過する地点が確認された場合に、超過した地点を含む地域において、継続的に地下水調査を実施しているものです。こちら、継続監視調査については、下のアとイに分けておりまして、アについては、自然的原因の可能性が高いと考えられる地下水汚染。イは人為的な地下水汚染や自然由来汚染と判断できない地下水汚染。この2つに区分しております。アの自然由来汚染については、長期的に一定の濃度の地下水汚染が続くことが想定されることから、概況調査の調査区域に合わせて、5年に1回、調査を実施することとしております。そして、イの人為的な地下水汚染等については、毎年度、調査を実施することとしております。

次に、3-2の継続監視調査のうち、経過観察調査ですが、3-1の汚染監視調査で汚染監視区域内の全ての調査対象井戸で環境基準値を下回った場合は、翌年度に経過観察のための調査を年に2回、実施しております。全ての調査対象井戸で2回とも環境基準値以下となった場合には、継続監視調査を終了いたします。そして、2回のうち1回でも、また、調査対象の井戸のうち1地点でも環境基準値を超過した場合は、3-1の汚染監視調査に戻ることとなります。

その他、なお書きの所ですが、(1)の概況調査で新規の検出があった場合でも、環境基準値以下であった場合には、翌年度に経過観察調査を実施しております。

次に(4)の確認調査ですが、汚染監視調査が終了になった区域において、5年に1回、概況調査のタイミングに合わせて、過去に最高濃度が検出されていた井戸で調査を実施しております。

次に、2ページですが、こちらは測定項目と測定方法です。今年度は特に変更はありませんでした。

続いて、3ページですが、こちらの調査対象市町について、図表2に記載のとおり、調査を実施しております。

次に、5の調査内容についてですが、(1)、概況調査、それから、自然由来汚染に係る継続監視調査および確認調査については、いずれの場合も5年ごとに調査するものですので、こちらでまとめて説明いたします。こちら、4ページ目の図表3の太枠の区域が令和6年度の調査対象区域です。

次に、5ページですが、図表4に実施区域の番号および調査項目を掲載しております。なお、こちら、概況調査の5か年の調査計画については、後ろの9ページと 10 ページに一覧として掲載しております。

戻りまして、7ページ目ですが、こちら、図表6に人為的な地下水汚染に係る継続監視調査の調査地域等を記載しております。図表7に、経過観察調査の調査地域等を記載しております。以上、前置きが長くなりましたが、議題の今年度調査の説明に入らせていただきます。

それでは、資料の2-1をご覧ください。資料2-1の3ページから御説明いたします。概況調査については、今年度は 53 区域、63 地点において調査を実施いたしました。具体的には、図表3の右の表のとおりに実施いたしました。

続きまして、4ページ、概況調査の結果の概要です。概況調査では、53 区域のうち5区域で、それぞれ、鉛、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素、またはヒ素が検出されました。このうち、28-1および 54-6の区域については、検出範囲等を確認するため、検出井戸周辺調査を実施いたしました。そして 35-3、35-8および 19-13 については、既知の汚染区域内であり、周辺の汚染の状況が明らかな地域であるため、検出井戸周辺調査は実施いたしませんでした。

次に2の検出井戸周辺調査の結果ですが、まず(1)概況調査を契機として行った調査について御説明いたします。①の1つ目が大津市における鉛に係る調査で、28-1 の大津市北小松地区において、概況調査で鉛が、環境基準以下で検出されたものとなっております。こちら、周辺調査を実施したところ、全ての地点で鉛が不検出でしたので、次年度は年2回の経過観察調査を実施する予定です。

2つ目、②の 54-6の甲賀市甲賀町滝地区におきましては、概況調査で硝酸性窒素および亜硝酸性窒素が、環境基準を超過して検出されました。こちらの周辺調査の結果については、全地点で環境基準以下となっておりました。このため、次年度は継続監視調査を実施する予定としております。

(2)の工場、事業場が実施した地下水質調査を契機とした調査は、今年度は該当がありませんでした。周辺調査の結果の詳細な値については、5ページの図表4にまとめております。以上が概況調査と周辺調査の結果になります。

次に6ページの継続監視調査の結果に移ります。まず、調査の対象区域は 47 地域ありまして、このうち 13 地域において汚染監視調査、3地域において経過観察調査、6地域において自然由来の汚染に係る継続監視調査を実施しました。

まず、(1)の人為由来汚染と考えられる汚染監視調査の結果ですが、こちらについては8ページから 10 ページの図表7のとおり、13 地域で実施しました。このうち、No.9の甲賀市甲賀町大原市場地区の1地域では、全地点で環境基準値以下となりましたので、次年度は経過観察調査を実施し、その他の地域については、次年度も汚染監視調査を実施します。

次に、経過観察調査の結果についてですが、11 ページの図表8のとおり、3地域で実施しました。このうち、No.14、15、16 の3地域全てについて、全地点で環境基準値以下となったため、いずれも今年度で継続監視調査を終了いたします。また、備考といたしまして、No.14 の草津市野路地

区については、年2回の調査を予定しておりましたが、1回目の調査を実施した後に調査対象井戸での採水が不可となり、周辺に代替井戸もなかったため今年度で継続監視調査を終了し、確認調査も今後、実施しないこととなりました。

次に、自然由来汚染の継続監視調査についてですが、結果は 12 ページの図表9にまとめております。こちらのフッ素とヒ素の汚染区域ですが、このうち No.3、10、11、16 の4地域では、環境基準値を超過し、8、9の2地域では、全ての地点で対象項目が環境基準値以下でしたが、これらは自然由来汚染と整理していることから、引き続き、次回の概況調査に併せて調査を実施いたします。これらの結果については、14 ページの所に濃度の変動を示したグラフを掲載しております。また、No.2の大津市北小松地区につきましては、調査を予定していましたが、調査対象井戸での採水が不可となり、周辺に代替井戸もなかったため、今年度で継続監視調査を終了いたします。

次に、17 ページをご覧ください。水質汚濁防止法に基づく地下水の常時監視に併せて、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく地下水調査を実施している地点があります。こちら、図表の 10 に結果をまとめていますが、いずれの地域、地点におきましても環境基準以下でしたので、併せて報告させていただきます。以上が令和6年度地下水質測定結果となります。

このまま続きまして、資料2-2によりまして、令和2年度から令和6年度にかけての、自然由来汚染の継続監視調査の経年変化についても報告いたします。こちら、資料の2-2で、自然由来汚染の継続監視調査については、令和元年度までは年1回の頻度で調査を実施しておりましたが、5か年計画の第4巡目の開始年度である令和2年度からは、5年に1回の頻度で調査を実施しておりました。これは、自然的原因の可能性が高い地下水汚染は、その汚染濃度に大きな変動はないと考えられることから、効果的、効率的な調査の観点から、毎年度ではなく概況調査に合わせた5年に1回の調査に変更したものです。

令和元年度までの、年1回の調査の結果に、令和2年度から6年度の、5年に1回の調査結果を追加したグラフはこちら、1ページから5ページのとおりとなっております。こちらの結果について、特段、大きな増加があった地区は見られず、変動の範囲内と見られますが、今後も傾向の把握を行っていくため、引き続き監視していく必要があると考えております。従って、令和7年度から令和 11 年度の5か年計画の第5巡目におきましても、5年に1回の頻度で調査を実施し、自然由来と見られる地下水汚染の汚染状態について把握を行います。

また、6ページに、参考として人為由来汚染と考えられる汚染監視調査の調査地点の変遷もまとめております。令和2年度の計画時点で 19 地区が対象となっておりましたが、有機塩素系の有害物質についての自然の浄化作用等により、令和7年度の計画案の時点で、13 地区まで対象となる地区数が減少しております。以上で令和6年度地下水質測定結果についての説明を終わらせていただきます。

（岸本部会長）

御説明ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に対しまして、委員の皆さまからご質問等、いかがでしょうか。

（藤本委員）
　1点、よろしいでしょうか。

（岸本部会長）
　どうぞ。

（藤本委員）
　私、不勉強で申し訳ないのですけど、一応、水質に関わっていますけど、硝酸性窒素、すいません、資料の2-1の図表4を見ているのですけど、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素というのは、同時に測って、値を測るものなのですかね。別で測るのですか。

（事務局）
　分析方法については、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素を別々に分析し、足し合わせた値となっております。

（藤本委員）
　そういうことか。最高値は、その足し合わせた結果として出てきていると。

（事務局）
　そのとおりです。いずれの地点についても、足し合わせた数値です。

（藤本委員）
　分かりました。私、不勉強で申し訳ないです。理解しました。

（岸本部会長）
　測定方法としては、イオンクロマトグラフィを使っておられるのですね。

（事務局）
　環境省の分析方法を引用しています。

（岸本部会長）
　どこかに書いてあります。すっと出てきませんが。

（藤本委員）
　どこかに書いてあるのですね。イオンクロで両方、測って、足し合わせたということですね。

（岸本部会長）
　そうですね。あと、銅カドミウムカラム還元法を使えば、合計値としていったん値が出てきて、その後、別途測定した亜硝酸イオン濃度を引いて硝酸イオン濃度を求めたりします。どちらも公定法なのでどちらを使っておられるのか分からないのですけど、足し合わせておられるということは、恐らく、イオンクロマトグラフィで測っておられるのだと思います。

（藤本委員）
　承知しました。確認というか、どうなっているのかなと思って。

（岸本部会長）
　ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。どうぞ。

（和田委員）
　よろしいですか。経年のときに説明されたかもしれませんが、確認させてください。資料2-1の11 ページ No.14 の草津市野路地区の硝酸性窒素および亜硝酸性窒素は、今回、ポンプの故障のため、代替もなく、確認調査は実施しないということで終わりですが、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素は浸透といいますか、イオンで土壌とかすり抜けてしまいます。周辺の河川への影響が、これまであったか、なかったか、この地区はそういう恐れがあるかを教えていただければと思います。

（事務局）
　河川への影響について、直接、数値等は持っておりませんが、ここの地域の汚染に関しましては、前々年度に周辺調査をしておりまして、そこでは環境基準値を十分、下回っておったということで、ピンポイントの汚染であったと整理しております。この地域に関して、その対象井戸がなくなったので、今回からやむを得ず調査ができなくなったということでございます。

（和田委員）
　分かりました。

（事務局）
　補足しますと、今年度の1回目の調査で、地下水環境基準値を下回っていることは確認しているのですけれど、2回目の調査では、採水不可となったので、1回の結果でもって判断しているものです。

（和田委員）
　分かりました。

（岸本部会長）

本来は2回目のやつも測って、それも下回ったのだったら、規定の手順にのっとって外れるという形だったはずが、2回目は採れなくなったということですね。ただ1回目も、図表の8に書いてございますように、7.6 ということで、環境基準値を下回っておりますし、令和4年度に超えていたのですが、令和5年度も下回っていたということで、徐々に減少傾向にございますので、特段、問題ないかなと思うところでございます。ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、それを踏まえまして、3番目の議題ですね。令和7年度地下水質測定計画についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、引き続きまして、議題の3につきまして、資料3、令和7年度地下水質測定計画案について説明いたします。こちら、令和6年度地下水質測定計画と、基本的に同様のものとなっておりますので、変更点を中心に説明させていただきます。

まず、2ページ目の図表1の測定方法および環境基準値について、この中の測定方法について、JIS の改正がありましたので、pH および電気伝導率につきまして、JIS の規格番号の更新を行っております。こちら、番号、更新したものであって、実際の測定方法の内容について変更はございません。

続きまして、概況調査について、令和7年度は5巡目の1年目の調査となります。その概況調査等の実施区域と調査項目について、5ページ目の図表4にまとめております。こちらは、5か年計画のとおりに、今回の巡目も実施いたします。

次に7ページ目の図表6が、人為由来汚染と考えられる汚染監視調査の対象地域となっております。令和7年度の調査対象地域は、今年度の調査対象の地域における結果を反映しまして、環境基準値以下となった1地点、こちら、甲賀市甲賀町滝地区の1地区が経過観察調査に移行し、今年度の調査で環境基準超過のあったこちら、No.9の甲賀市甲賀町滝地区が新たに継続監視調査の対象となります。

経過観察調査の方につきましては、対象区域が図表の7となります。こちらにおいては、No.14については、今年度の周辺調査で、環境基準値以下で検出のあったもの、そして No.15 の方が、今年度の汚染監視調査において全地点、環境基準以下となり、経過観察調査に移行してきたものとなります。

次に、11 ページ目の、参考の3が自然由来汚染の継続監視調査の5年に1回の実施年度となっております。今年度に大津市北小松地区が採水不可となり、調査を終了しましたので、1地点減の30 地域で調査を実施します。こちらも5か年計画の第5巡目においても、第4巡目と同様の周期で調査を実施する予定となっております。以上で令和7年度地下水質測定計画案についての説明を終わります。

（岸本部会長）
　御説明ありがとうございました。ただ今の説明に対しまして、委員の皆さまから御質問等、いかがでしょうか。

（中野委員）
　質問いいですか。

（岸本部会長）
　どうぞ。

（中野委員）
　この地下水の水質に関しては、今、話題のPFOS、PFOAみたいなのは測らないことになっているのですか。すごくいろいろ問題になっているのですけども。いわゆる、公共用水域の参考資料にある、そこでは、一応、項目に挙がっていますが、地下水には挙がってないということですか。

（事務局）
　地下水測定計画には挙げておりません。

（中野委員）
　滋賀県の場合は、地下水は飲料水としては使っていないのですか。

（事務局）
　地下水でも水道の原水として利用されている所はございます。

（中野委員）
　そういう所は、国のあれとしては決めていないだろうけど、どうなのですかね。

（事務局）
　PFASの担当をしています藤原です。PFASにつきましては、河川と琵琶湖の方で分析をさせていただいておりまして、地下水は、飲用に利用している地下水、要するに企業庁や水道等で使用されている地下水は全て調査しています。

（中野委員）
　調査している。良かった。

（事務局）

ただ、地下水計画の概況調査では、要監視項目を対象にしておりません。そのため、PFOS、PFOAの位置付けは要監視項目であるため、この地下水計画に位置付けることは、滋賀県ではしていないという状況です。加えて PFOS 等の基準値を超過した地点が滋賀県内にはないので、今のところはまだ、計画に位置付けての調査までは考えていないという状況です。今後、どこかで超過が見られたりとか、そういう情報がありましたら、地下水計画も含めて検討しようとは考えております。

（中野委員）

というのは、これはすごく今社会的注目を浴びていますよね。ただ、影響が本当にどうなるか分からないというのはありますけども、本当にあったときが大変ですし、岡山の吉備町ですか、あそこがすごく問題になっていますよね。だから、できる限り対応を、予算のことはあるでしょうけども、対応いただけた方が県民のためになるかなと思っています。以上です。

（岸本部会長）

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。PFOS、PFOAのところはこれまでも要監視項目については、地下水については対応していないですね。そのあたり、要監視項目をどのように取り扱うというのは、今後の課題とさせていただきたいと思います。それ以外の現状、汚染移動も含めた調査の部分につきましては、従来定めておりますルールに則った形の対応で、粛々とさせていただいているというところでございます。今年度の結果もそのような形で、それに合わせて来年度の計画として落とし込ませていただいていますので、特段問題ないと判断いたしているところございますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この形で来年度の地下水の水質測定を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議題の4つ目です。その他ということでございますが、事務局から何かございますでしょうか。

（事務局）

その他で大きく2つ、ご報告等あります。まず1つ目の方から、私、環境政策課藤原の方からご説明をさせていただきたいと思います。

1つ目は、資料4にございます、大気常時監視測定局の移転について御報告させていただきます。この案件は6月の第1回の部会でもご報告をさせていただいていましたが、長浜局が移転しなければならない可能性が出たということで、6月の審議会ではスケジュールが少し変わりましたという御報告でした。それに加えて、今回御報告したい点は大きく2つございます。1つは、長浜局のスケジュールがさらに変更になったということともう一つは、令和6年 10 月頃に近江八幡市から、八幡局も移転をしてほしいとの連絡がありましたので、その2点について、御報告をさせていただきます。

スライドにつきましては2ページをご覧ください。2ページは6月にも御報告させていただきました、長浜局の概要を書いております。ここにも書いておりますとおり、令和6年度末に、もう来週になりますが、調理短期大学校が閉校になりまして、その敷地に設置している長浜局をどうするかという状況です。これは前回御報告させていただいたとおり、調理短期大学校が閉校となって、その跡地をどうするか、ここと十分調整しながら検討を進めなければならないということで、令和6年度は継続検討という形でおつたえしておりました。それが令和7年度も引き続き継続的に検討させていただきまして、令和8年度中に、今のままで残るか移転するかという判断をさせていただき、もし移転する必要があるとなりましたら、令和9年度以降に移転という形のスケジュールに、さらに1年後ろにすれることとなった、という御報告が1点目になります。

2点目が八幡局の件で、スライドの3になります。八幡局につきましては、昭和 53 年から八幡市の市民保健センターという敷地の中に設置をさせていただいておりました。近江八幡市の庁舎が建て替え等で、今いろいろと新規事業の用地対象候補となったという御連絡を受けまして、近江八幡市からは令和8年度中にここを立ち退いてほしいと言われました。そのため、下のスケジュールに記載しておりますとおり、令和6年度、今年度 10 月にご連絡をいただきまして、この2月ぐらいまでの間に、新たな測定場所の検討と候補地のある程度の決定をさせていただきました。来年度、令和7年度は、その候補地の場所で移動測定車での仮測定および予算要求の手続きをさせていただき、令和8年度に移転をしたいと考えております。

その移転先につきましては、次のページ、スライド4に記載させていただいております。移転先は、県立八幡工業高校の敷地内を予定しております。現在の場所からは約2km 離れております。左の図でいいますと星印のところが現在の測定局の設置地点で、丸印が県有地で、設置できないかといういろいろ候補地を探させていただいて、現地の方を確認させていただきました地点となります。約 10 か所見ましたが、敷地内の状況や、周辺の状況、将来的な土地の利用状況等を見て、なかなかいい条件がなくて、屋上の塔屋のスペースに置ける場所が1個あったのですが、実際の現場として快くOKしていただいたのが、この県立八幡工業高校になります。といいますのも、学校の中に環境化学科という学科もありまして、大気の測定、水質の測定などの授業もされているということで、大気測定局が生徒の勉強の活用にもつながるという形で、かなり前向きに検討いただいております。現在地からも2km 程度の距離ということで、概ね大丈夫だろうというので、来年度、仮測定は予定しておりますが、この地域での移転を現在進めたいと思い、作業の方を進めている状況ですので、御報告をさせていただきます。

最後のページが、今御説明した長浜局と八幡局のそれぞれのスケジュールになっております。初めは長浜局から始まったのですが、今は継続的な判断が必要になっておりまして、早くて令和9年度から移転。八幡局の方は、もう既にある程度場所も決めて、来年度予算要求をして、令和8年度から移転という形で、それぞれの移転作業を進めさせていただきたいと考えておりますので、この場で御報告をさせていただきます。

1つ目は以上になります。

（岸本部会長）
　ありがとうございます。ただいま大気の監視測定局の移転の話につきまして、御説明いただきましたが、本件につきましてご質問等いかがでしょうか。

（中野委員）
　よろしいですか。

（岸本部会長）
　どうぞ。

（中野委員）
　長浜局は、この場で継続という可能性もまだあるということですね。

（事務局）
　そのとおりです。

（中野委員）
　私、このモニタリングというのは、いろんな事情で難しいと思いますが、あまり場所を変えたりするものではないのではないかと。大気だからよく混ざるから、先ほど近江八幡市2km とおっしゃったけど、ぐらい変わらない気もしますが、やはりできれば同じところで継続の方が本当はいいだろうと思って、もし長浜がここでもうしばらくやらせてくれるというのであれば、ここで続けていただいた方がいいような気もします。それと同じように八幡の方も、八幡工業さんがすごく好意的にやってくれてありがたいのですが、生徒さんの教育のためということもあって、非常に喜ばしいというか前向きなというか、本当に教育的効果があると思ってやっているのですが、ここはぜひ末永く継続させていただけるように交渉してください。お願いします。

（事務局）
　はい。八幡工業高校も、今後ずっと置いていただくということで、学校内で先生方にも広く周知いただいて、だいぶ検討もいただいておりますので、大きな何かがなければずっと置かせていただくという形での調整はできております。

（中野委員）
　やはり教育効果もあるのでね。これは県立高校でしょう。だから、データを少し見せてあげるとか、どんなことがこれから考えられるというようなことも含めて県から説明してあげると、より学力アップにつながると思います。

（事務局）
　そうですね。センターの職員が出前講座的なこともしていただければと、実は言われておりまして、その辺も前向きに、お互いプラスになるよう検討させていただいております。

（中野委員）
　仕事増やしちゃって申し訳ないです。ぜひ、ご検討お願いします。

（藤本委員）
　そのデータの連続性みたいな、まあ2km だからいいだろうという話もあると思いますが、そこは、検討はされるのですか。

（事務局）
　はい。おおむね1km だったら測定は必要ないという形で、技術指針には書いていますが、一応2km なので、令和7年度、県で移動測定車という、あおぞら2号がありますので、それをその学校に、春夏秋冬4回、1か月間ずつ測定させていただいて、大きなトラブルとか、大きな数値の差がないかなどの確認はさせていただこうと考えております。

（藤本委員）
　承知しました。

（中野委員）
　クロスチェックは必要ですね。
　そうですね。2km でいいかどうか。局地性があったりしますからね。

（岸本部会長）
　ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。
先ほど中野委員の方から、教育にもぜひ活用をしていただいてということだったと思います。来年度も移動測定車が実際に置かれますので、そのときも、移動測定車はなかなか見る機会が普通ないと思うので、県の職員の方でお時間があれば、学生さんの方にも説明をされて、理解を深めていただけるといいのかなと思います。ぜひ御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。そのほか、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それではもう1件ですかね。その他というところで、御説明よろしくお願いいたします。

（事務局）
　引き続きまして資料 5 を用いて、琵琶湖保全再生課の寺内の方から、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しにつきまして、御説明させていただきます。

この環境基準の見直しは、公共用水域水質測定計画の際に少し御説明いたしました、環境基準の利用用途から水浴を除外することを決めまして、今回環境省の方から2月 14 日付の通知により、環境基準に係る4つの改正が行われました。この改正は本県も大きく関係する内容でありますので、今回はこの改正の内容について御紹介させていただきます。また、この改正を踏まえた本県の水質管理の方向性については、来年度以降のこの審議会においてご審議いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1つ目の背景につきまして御説明いたします。1つ目のポツとしまして、令和6年9月に開催されました中央環境審議会水環境・土壌農薬部会生活環境の保全に関する水環境小委員会におきまして、地域のニーズや実情に応じた水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の在り方と柔軟な運用について、検討が行われました。その結果を踏まえまして、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準につきまして、4つの変更として、1つ目は、適時適切な類型の見直し。2つ目は、利用目的の適応性に係る水浴の見直し。3つ目は、季別の類型指定。4つ目は、CODの達成評価の変更に関し、告示および事務処理基準が、令和7年2月 14 日付で改正されました。この見直しの概要は2ページ目以降で御説明いたします。

まず2ページ目のこちらが、見直しの背景について記載しております。このフローの上の部分の方では、現在環境省の方が認識しております、全国の公共用水域の状況について記載しております。これによりますと、多くの水域ではこれまでの取り組みにより汚濁物質の流入負荷量は減少傾向でありまして、水質は改善している。しかしながら、新たな課題としてCODの高止まりや水産資源への影響、また栄養塩類の不足の指摘など、新たな課題が生じていると認識されております。この対策としてこの下の方では、令和5年6月に中央環境審議会から出されました「今後の水・大気環境行政の在り方について」によって、対策の大きな方向性が示されました。それが2つ目のポツに記載しております、地域ニーズに応じた環境基準の在り方の検討というものでございます。環境省の方で検討がなされまして、今回4つの改正が示されました。

その1つ目が、次のページに記載しております、①適時適切な類型の見直しというものです。これは課題として、環境基準の類型、基準値を見直す際は現状非悪化の原則がございまして、これまで上位の厳しい方に見直すことはあっても、下位の緩い方に見直すことはされませんでした。しかしながら、この括弧に示しております4ポツ目に記載のとおり、利用目的の実態、科学的知見等を踏まえまして、地域の意見を聞いた上で、利用目的に支障のない範囲で類型を下位に、下の方に見直すことは、地域の実情に応じた適切な類型の見直しであり、現状非悪化に該当しないと改正されました。

次のページでは、2つ目の利用目的の適応性に係る水浴の見直しについてです。これは、議題1の公共用水域水質測定計画の際に、少し御説明したものとなっております。課題としては、下の図の見直し前に記載のとおり、ある水域がございまして、その一部で水浴の利用があるために、その部分を含む一帯の水域の類型がA類型というところがあります。しかしながら、その水域の大部分については、利用用途で見るとB類型相当である場合、適切な類型指定にはなっていない。そのため、利用用途から水浴を除外するというものでございます。こちらは、本県は該当しないた

め、改正に伴う影響はございません。

続いて次のページでは、3つ目の季別の類型指定でございます。これは課題として、例えばある水域において冬の期間は海苔の養殖のため栄養塩を供給したいという地域のニーズがあった際、利用目的に支障のない場合は冬の期間のみ緩い類型にするなど、季節別に基準を設定してもよいというものでございます。

最後に次のページでは、4つ目のCODの達成評価の変更についてでございます。これは、このページでは課題として、これまでの流入負荷削減によりまして、水域のCODは減少していったものの、あるところで下がらなくなった水域を想定しております。そのような水域において有機汚濁による課題が生じていない場合、さらにCODを下げる取り組みをしますと、窒素やリン、これらも下がることとなり、地域のニーズと乖離する恐れがあるという課題を想定しております。

この対策として、次のページでは、そのような水域において有機汚濁を主因とした利水上の支障が生じていないのであれば、関係者の意見を踏まえつつ、CODの評価を行わなくてもよいとするものでございます。ただ、ある程度きれいな水域が前提となりますので、湖沼の場合でしたらＡＡ類型とA類型に限られております。またCODによる評価を行わない場合もモニタリングは継続して行うこととされております。今回の4つの見直しの説明は以上となります。

この説明を受けて、本県の今後の対応については、また1ページ目の方に戻っていただきまして、3の本県の今後の対応というところに記載しております。現在琵琶湖においては、水質は改善している一方で、在来魚介類が減少するなど、生態系の課題が顕在化している状況です。こうした多様化する課題に対応するには、良好な水質を維持しつつ、魚介類につながる物質循環を円滑にする、新たな水質管理手法が必要である旨、国に要望してきました。

こういったことからも、今回の環境基準等の見直しを踏まえまして、本県の水質管理の方向性について、関係団体および関係部局と協議の上、令和7年度以降のこの環境審議会水・土壌・大気部会の方でご審議いただければと考えております。

以上で資料5の説明を終わります。

（岸本部会長）

はい。ご説明ありがとうございました。ただいまの説明に対して、委員の皆さまから御質問いかがでしょうか。

（中野委員）

はい。これは極めて重要なことを環境省は決めましたね。驚きました。僕は初めて聞いたのですが。これは、つい 10 年ほど前から滋賀県さんも、われわれも少し御協力差し上げましたけども、他大学も含めて。水質を有機物、CODだけで判断するのはいかがなものかということで、琵琶湖内の有機物動態を科学的に把握して、生態系の中、あるいは物質循環だからどこが滞っているのか、あるいはどうなのか。それが、うまく生態系が循環していない、物質循環が回っていないから、魚が捕れなくなった可能性もあるのではないかとか、大型の植プラばかり出てきて、動ブラに回っ

ていないとか、そういうのが出てきましたよね。

そういったことを考えていって、そこの中でCODがどんどん上がっていった。今はもう下げ止まっているところがあります。とにかくCODを下げなければならないと言うけども、下げる方策もないし、下げる意味もあまりないという議論をしていましたよね。だから、CODだけでこういう議論をしていてもよくないなというところにこれが出てきて、非常に前に進んだと思う一方、今寺内さんが説明してくださった、①の適時適切な類型の見直しの概要、ここが一番のポイントだと僕は思っています。ここをどう決めるか、どういう議論の仕方で決めていくかというのは、ものすごく大事で、この1番をきちっと決めれば2も3も4も、全部うまく定まってくると思います。今は適応しないところですが、3も4も決まってくると思います。

一方で、この1をどう決めるか。これは環境審議会でまずやるとおっしゃっているけれども、地域の住民のニーズを反映しなければいけないところがあります。これは単にパブリックコメントを取ればいいという話ではなくて、あれはそんなに回収率がいいものでもないし、これをどうするかは非常に重要ですが県としてはかなり全力で取り組まないと、特に琵琶湖の水質のことですから、慎重というか大胆にやってほしい。広く意見を集める、インターネットもだいぶ普及していますし、かなり工夫が必要だと思う。特にこの①のところはしっかりやりましょうというか、われわれはこのメンバーですので、やってくださいと言わずに一緒にやりましょうという気持ちです。

私は環境省の判断は非常に評価したい反面、どうするのかというところです。これはかなりしっかりやらないと。大胆かつしっかり公平にやっていかないと、取り組んだ結果、まだ、何年も見直しばかりかけるようなことになりかねないので、うまくやりましょう。以上です。

（和田委員）

よろしいでしょうか。環境省の小委員会専門委員として関わりました。非常に画期的な答申になっています。会議の中でも、なかなか手探りの状態でこれに踏み切ったわけです。今後の対応の2ポツ目のところに書いてあるように、滋賀県さんが国に要望してきたことについて、ようやく国が動きだしたということです。

（中野委員）

そういうことですね。

（和田委員）

ずっとCODの基準の問題、これが決められたときから、達成することはできないという中で、滋賀県さんが水質改善、環境基準の達成に向けていろいろなことをしてきた。今は時代も変わってウェルビーイング、豊かな自然という視点も必要ではないかということで、この要望が通ったのだと思います。

今、おっしゃったように、①の適時適切な類型の見直しの概要で、4ポツ目、このため、利用目的の実態、科学的知見等を踏まえ、地域の意見を聞いた上でというのは、環境省というより、これら

を受けた自治体に関わってきます。全国の中でも、こういった事例、こういったことを実際にこれから検討していくのは、なかなか手探りのところも多いです。私は、科学的知見が、関西の特に滋賀県の琵琶湖は先進的ですし、それから、播磨灘のところ、大阪湾、瀬戸内海でも、科学的な知見が蓄積されているだろうと思います。そういう全国が注目している中で、この答申が出てきたことになります。琵琶湖は、見直しされたことで、率先して動かしていこうと。しかし、非常にこれは難しいです。基準の決め方の問題とか、季別の評価、5ページにも例にありますが、あくまでイメージなので、このイメージで本当に大丈夫なのか専門委員の中でも意見が出るところではありました。これを進めていくために、モニタリングをしつつ、水質は悪化させないけれども、豊かな湖を実現していこうということを、この中で議論しながら柔軟な対応を県が進めて、全国に示していければと考えております。

（中野委員）

これは1をちゃんとやれば、3も4もうまくいきますよ。1が難しい。

（和田委員）

ええ。1が難しい。

（中野委員）

1をちゃんとやらないといけない。

（藤本委員）

行政的には季節みたいな話だと思いますが、モニタリングしている側からしたら、温度だとか水温だとかの話になるので、季節は今はもう、もはや四季が本当にちゃんとしているのかみたいな話にもなってきているので、もう少し踏み込んでもいいのか。ただ、こういう風に分かりやすい形で表現として出すのか。そこはちょっと分かりませんが、具体化される場合には、先生がおっしゃったように、どこかのモニタリング地点で何かの判断をするとか、先駆的にやられるのがいいのかなと思います。

（和田委員）

5ページでも、季節について意見が出ました。ここに小さく注意書きの米印がありますが、春夏秋冬として季節を設定しているが、季節の区分は月単位の任意に設定で、ここが重要になります。ここに示している季はあくまで事例であって、モニタリングは月でやっているから月という書き方にはなりますが、そこの地域に応じて決めていく自治体のその地域の中での動きを見るべきだと、思っております。

（岸本部会長）

長野県の方で既に見直しをされている事例があります。事例も、きちんとヒアリングをされるなり調査をされて、どのような形で…

（中野委員）

諏訪湖ですか。

（岸本部会長）

諏訪湖です。どのような形で、そのようなコンセンサスを、県民も含めて取っていったのか。そのあたりは参考になると思います。

あと、変更するかしないかになると、いろんな立場のステークホルダーの方がいろんなことを言いだします。要はそういった水産業の立場、また環境保全をやっている立場、市民の立場、それから精神論みたいなところも出てきて、環境保全を後退させるのかみたいなことも出てきます。環境基準というのは利用用途に基づいて設定されているわけです。今だった琵琶湖の場合AA類型ですから、水産1級、水道1級という利用用途が設定されている。しかし、実際には琵琶湖の水は浄水場で処理しています。水道2級もしくは3級に相当する処理をやっているわけなので、別に1級を目指す必要はないわけです。1級はろ過すれば飲めますという話なので。2級になると、普通に凝集沈殿をやりますという話で、凝集沈殿になってない水道水は滋賀県では作っていないので、実際問題として水道1級を目指す必要は、水利用上はありません。あともう一つは水産1級です。水産1級というのは、要は貧栄養に住むような魚介類を主要な魚種とする場合です。問題は、琵琶湖でどのような魚種をターゲットにするのがいいのか。このあたりは逆に言うとステークホルダーである、つまり漁業者にヒアリングをしっかりとしないといけないと思います。その上で、どういうレベルのものが必要なのか判断していく。漁業者とかにヒアリングをしながら、例えばA類型に相当する魚種をターゲットにするのか、もしかしたらニゴロブナみたいになるとB類型ぐらいまで落ちちゃうかもしれないし。まあ、そこまで落とすことはないと思いますが、A類型ぐらいにした方がいいのかもしれない。いずれにしても、ターゲットとする魚種に対して、どれぐらいの餌量が必要なのか。その餌というのは要するに SS であるプランクトンです。例えばAA類型だとSSの環境基準が1mg/L なので、この時点で漁業としてほぼ成り立たないのが明白です。なので、本当にどうするのがいいのか。要はSSだったら、餌量から考えたらこれぐらいの濃度が要るよねとか。CODが直接影響するかどうかは何とも言えないですが、CODだったらこれぐらいだとか。表にとらわれることなく、どれぐらいが望ましいかを科学的に、かつ漁業者の実際の実感としての部分で合わせ込んだ上で出てきた数値に基づいて、それだったらこの類型にするのが妥当ではないかという判断をしていくというように、個別に切り分けて話をしていかないと、まとめてやると、ある方は水産業のためにと考えて、ある方は保全のためにとか、ある方はそもそも行政の姿勢としてみたいな話になって、もう話がまたかみ合わなくなる。それを切り分けて個別に評価した上で、それを最終的に統合して、全体で見たらここにすべきですよねという形で落とし込むというふうにしていく

ことが必要かなと。

（中野委員）
　ただ、水産業に限った視点で水産有用魚種は、何種かあるじゃないですか。この魚種にこれだけのプランクトンが必要ですという確定データは、まだわれわれにないんです。だから、われわれは科学的な証拠がなかなかないんです。それは、おっしゃることは分かるけども難しいですね。

（岸本部会長）
　科学的なデータが不十分であったとしても、この立場から見たらこのレベルだよね。この立場だったらこのレベルかなといった経験に基づく一定の幅がありそうに思います。

（中野委員）
　アユくらいだったら、ひょっとしたらね。
　アユはミジンコ狙って食うから、まずミジンコがこのぐらい必要ですくらいだったら、まだ出せるかもしれないけど、ビワマスとか、有用ですごくみんなが食べたいものだけども、科学的なデータがまだ足りないのはいっぱいありますから。どうするかですよね。

（岸本部会長）
　そのあたりをどう進めていくかは、いろいろと意見を出し合いながら進めていくしかありませんね。

（藤本委員）
　臨機応変に少し変えられるぐらいの気持ちで。日本は1回決めるとずっと。

（中野委員）
　それは3年5年に見直しはかけるのは当然だけれども。

（藤本委員）
　そういう姿勢でまず進んだ方が、先生がおっしゃるとおりで、新しいことが分かったらちゃんと変えますよみたいな、今はこれで設定しますよみたいなぐらいで、それが一番現実的なのかなと。

（中野委員）
　琵琶湖は確かに確定データは、ほかの日本湖沼から見て出ている論文は圧倒的に多いけれども、今こうやって、岸本先生がおっしゃったのでいくと、まだデータは足らないですね。

（岸本部会長）
　足らなくても、最終的にこうだと決めるしかないんです。それが行政なので。

（中野委員）
ないんですか。まずアユですかね。佐野委員の御意見も伺う必要があります。

（岸本部会長）
　本日は頭出しということで、こういうふうな国の動きがあったので、それを踏まえてわれわれとしてこれから対応していかないといけませんねということで、御紹介をいただいたというところです。そのほか何かいかがでしょうか。

（三和理事員）
　三和です。よろしくお願いします。今日で環境審議会は最後でして、定年退職になりました。
　今のCODの話、とりわけ汚濁負荷を削減することによって琵琶湖を守っていくという政策の限界というのを、僕は 38 年目ですけど、38 年前から、私の化学職の先輩に言われておりました。「君がそのうちその次の政策を考えることになるから、それを頼むぞ」と言われていました。つまり、もう下水道が整備されたら、その先はほぼ汚濁負荷を効果的に削減していくことはもうないし、そもそも当時からCODが環境基準1を達成することはないと、その先輩は自分でシミュレーションを組む方だったので、ご存じでした。
　そんな中で、汚濁負荷の削減はひとつあるんだけれども、それとは違う何かの柱を、考え方を考える。その先輩も生態系だろうとおっしゃっていました。結局、先ほどまさに中野委員がおっしゃったように、つまり物質循環を円滑にする。どこかでやはり滞っている部分がある。そこに着目した何かしらの政策体系を、政策スキームを作っていくべきだろうと思って、先ほど 10 年ぐらい前とおっしゃいましたけど、それはおそらく平成 25 年に、ほぼこういうような場で、まあ違う場がありましたが、懇話会でしたっけね。

（中野委員）
　そうです。

（三和理事員）
　そのときに中野先生が言われたのを覚えていますけど、これ本気でやるんですねと。
　本気でやるんですという話もしまして、それで 10 年あまりたって、環境省の方も少しずつ、丁寧に話をしながらいった結果、ここまできたと思います。
　それを踏まえて考えると、先ほどからおっしゃっているように、岸本委員は、いろんな意見があるので、それを個別に聞いていってというお話もありましたが、同時に何かみんなの共通のよりどころとしての考え方、健全な物質循環に寄り添う、叶ったものになっているかどうかとかですね。

円滑な物質循環とはなんだろうといったときに、やはり多過ぎても駄目だし、少な過ぎても駄目というのもあるだろうし。それから、滞りなく回り続けるという何かしらの概念が必要だし。あとは、どこかに偏る。漁師さんが有用魚種に偏ればいいと言うかもしれないけれど、決してそういうことだけではなくて、偏りがないという観点も必要になる。いくつかのそういうポイントをチェックしながら、例えばCOD、今の環境基準をどうするか考えていくみたいなことを、最初に合意した上で、個別に見ていく。あるいは歴史的に見て、50 年前はCODの考え方もよかったのだろうけれど、今、つまり汚れていた時期はなるべく混じりけを少なくすることが、行政の政策目標だったけれども、そうでなくなってきているという、その歴史的な背景。そこを理解していただかないと、現状非悪化をなくすといったときに、まあ精神論で後退だと言う方がおられる。そういったところを、私としては、最初にしっかりとその前提を御説明した上で、あとは個々にいろんな立場の方がいろんなことをおっしゃるのは当然だと思う。行政の側からすると、先ほど藤本委員がおっしゃったように、いつでも、適宜、皆さんの意見を聞いて直していくという姿勢もある。ただ、これはいろんな方が、いろんな考え方があるので、そこは御理解いただいた上でという形で進めていけたらいいと思う。これは本当に次の世代に課せられた、まったく新しい環境政策スキームだと思うので、そこは非常に期待しておりますし、それを考えるに当たっての基本的な考え方みたいなものを、一応ここで発言させていただいて、議事録に残していただきたいということで、一応発言をさせていただきました。すみません。

（中野委員）

僕が最初に大胆にやってくれと言ったのは、そういうことです。最初にこういう方向でいくという大方向と戦略をまず決めるところがとても大事で、個別のところはその次に合わせていくとなると思います。最初は、しばらく数年間はこれでいくぞというのは、やはり県が出さないといけないと思います。

（藤本委員）

僕は、SSは大丈夫と言ってしまうぐらい。栄養塩を循環させているんですから。

だから、そういうことを本当に言っていかないといけない。「きれいにしたらいいのか」ではない。

（中野委員）

ただ、アオコドロドロも困るんですよ。それはそれで困る。

（和田委員）

柔軟な対応というのがやはり必要だと思います。行政だから決めてしまうけれども、失敗だと思ったらすぐに柔軟に切り替える。弾力的な運用というのはずっと言われているけど、本当にこれまで弾力的と言いながら、すぐにそうやって柔軟に対応していったかというと、なかなか時間がかかるし、後追いになる。そのあたり、こういう環境と琵琶湖の問題であれば、県は即対応する。何か

が分かれば、それは1年後のこの審議会で話をしましょうではなくて、即対応することを念頭に置いて、これには取り組んでいかなければならないかなと思っています。

（藤本委員）

これはものすごく一般論ですが、そのときに正しい判断をみんなで考えてやっているのだから、そこで違ったといっても仕方がない話なので変えていくよと。だって、間違った判断をしてやろうとは誰も思っていないから。だから、そういう姿勢は、特に生態系に関しては時間がかかるので、少しずつやっていくしかないかなと。分からないですもんね。

（中野委員）

分からないです。

琵琶湖はでか過ぎるんですよ。過ぎじゃない、でかいんです。

（岸本部会長）

分からないですし、そもそも、例えば、生態系はたぶん時代につれて変わっていくと思います。昔と今と琵琶湖の中の生態系は全然違いますし。

では、昔の、それこそ数十年前にいた生物をターゲットにしましょうといっても、そんなのは現実的ではないから、今のこの気候状態や周辺の状況から見て、ターゲットとすべき生物を決めていくことが必要だと思います。それも 20 年後にはもしかしたらターゲットは変わっているかもしれない。当然それに合わせて、基準とかそういったものを変えなければいけない。まあ、そういうことだと思います。

琵琶湖は、定常ではなくて移ろっていくので、それに合わせてわれわれも随時適応しながら対応していく形で、最終的には滋賀県の県民の方々が琵琶湖と共に歩んでいけるようにしていく。そこが最終的なゴールなので、そのためには、その時代に合わせた見直しを、常日頃から新しい情報を取り入れつつ、一定の知見がたまってきたら、それに基づいてこのように次は変えましょうねと、議論していくのが必要なのかなと思います。

ありがとうございます。そのほか何かございますでしょうか。本件はよろしいでしょうか。はい。よろしくお願いいたします。

そのほか、その他の議題で何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは、予定しました議題はすべて終了となりますので、進行を事務局にお返しいたします。

（事務局）

岸本部会長、ありがとうございました。また皆さま、熱心な御議論、ありがとうございます。最後のその他の課題につきましては、非常に大きな課題でございます。また来年度以降、皆さんと一緒に議論させていただきたいと思いますので、引き続き御協力の方をよろしくお願いいたします。

これをもちまして、第2回水・土壌・大気部会の方を終了させていただきます。皆さま、ありがとうございました。